

鳥取県産業成長応援事業のご案内

1. 小規模事業者挑戦ステージ

(商工会議所へ申請)

補助対象者	従業員数20名以下(正規・非正規問わず全ての従業員をカウント)
対象事業	①自社にとって 新たな取組み (単なるサービス・メニューの追加は不可) ②売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが増加する経営計画
補助上限(補助率)	200万円(1/2)
対象経費	マーケティング・新商品開発・人材育成・販路開拓・設備投資
補助事業期間	24ヶ月以内で設定。補助事業期間終了後に実績報告・監査を経て補助金の振込み(1~2ヶ月後)

新たな取組みとは...

メニュー・商品の追加や2店舗目の出店など結果としてお客様に提供する価値が大きくて一緒に明確な違いとは言えない(業種の違いが必要)

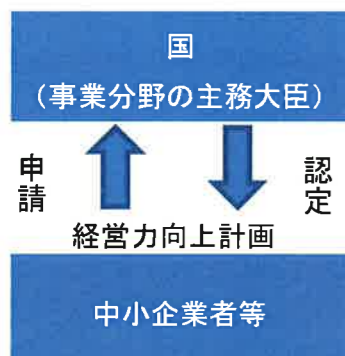
取組み例(エステ店)	既存事業	新規事業	新規性
・メニューの追加 ・2店舗目の出店	サービス業	サービス業	×
・自社オリジナル商品を開発し販売	サービス業	小売業	○
・飲食事業に参入	サービス業	飲食業	○

2. 生産性向上挑戦ステージ

(商工会議所へ申請)

補助対象者	経営強化法第2条第1項に定める中小企業者
対象事業	①経営強化法に定める主務大臣の認定を受けた 経営力向上計画 ②事業者の 生産性向上(働き方改革) に資するものであること →経営力向上(売上・利益の向上)だけでなく、 生産性向上(働き方改革) の取組みが 必須
補助上限(補助率)	500万円(1/2)
対象経費	マーケティング・新商品開発・人材育成・販路開拓・設備投資 ※対象設備 ・経営力向上計画に記載のある設備 ・建物・中古品は対象外(働き方改革関連の投資は建物も可) ・直接的に計画に寄与する設備のみ ・単なる設備更新のみは不可
補助事業期間	12~24ヶ月以内で設定。補助事業期間終了後に実績報告・監査を経て補助金の振込み(1~2ヶ月後)

経営力向上計画とは...



- ①認定までは30~45日を要する
- ②認定を受けた場合の主なメリットは以下の通り
税制優遇：計画に基づき取得した一定の設備の即時償却または取得価格の10%を税額控除
金融支援：政府系金融機関の低利融資、信用保証枠の拡大等
- ③経営力向上計画は国の制度であり、補助金はない。そこで鳥取県が独自に補助制度を創設(鳥取県産業成長応援補助金生産性向上挑戦ステージ)

生産性向上とは...

- ①一人当たりの労働生産性の向上
- ②時間あたりの労働生産性の向上



今までより少人数(短時間)で同じ生産量(額)が確保できる投資(取組み)
今までと同じ人数(時間)でより多くの生産量(額)が確保できる投資(取組み)

働き方改革とは...

在宅勤務、テレワーク、サテライトオフィスの開設、定型業務の自動化、就労環境改善

応募から採択までのスケジュール(小規模事業者・生産性向上挑戦ステージ)

1. 産業成長事業の認定を受ける (生産性向上の場合、国の経営力向上計画の申請・認定が必要)
締切り: 毎月15日・月末(休日の場合は翌日) ※申請から約1ヶ月で認定・不認定が決定
2. 公募期間中に補助金に応募する(事業認定を受けた方しか応募できません)
公募期間 第1回 令和元年9月2日(月)~9月30日(月)
第2回 令和元年12月2日(月)~12月27日(金)
第3回 令和2年2月3日(月)~2月28日(金)
3. 外部審査員(専門家)による審査会で採択・不採択が決定(締切りから約1ヶ月程度)
※事業の認定を受けられた方全員が補助金を受けられる訳ではありません。

3. 成長・挑戦ステージ

(商工会議所へ申請)

補助対象者	経営革新計画(法承認)または地域経済牽引事業計画の承認企業
対象事業	経営革新計画(法承認)または地域経済牽引事業計画に掲げる事業。半分以上が設備投資の場合、「雇用1名増」または「雇用維持+年間付加価値3%増」の要件あり。
補助上限(補助率)	1,000万円(1/2) ※重点分野の取組みは1,500万円
補助事業期間	36ヶ月以内で設定。毎年4月にその年度に使った経費を報告し監査を受け、1~2ヶ月後に補助金の振込み。
申請方法	毎月月末締め、翌月審査会。審査会は県庁にて代表者によるプレゼン。

経営革新計画(法承認)とは...

国が認定する以下のビジネスモデル(認定は県知事が代行)。

- ・業種(業界)、地域における新規性のあるビジネスモデル
- ・模倣困難なビジネスモデル(独自性・優位性)



他社が資金力に物を言わせてマネをする可能性があれば、独自性は低く、小規模事業者挑戦ステージでの申請へ。

※マネされない(模倣困難性が高い)とは...

知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)、営業秘密、歴史的に蓄積されたノウハウ・ブランド力等を有する、または今後知的財産権を取得可能な取組み。

地域経済牽引事業計画とは・・・

国の同意を得た「鳥取県地域未来投資促進計画」に沿った事業計画。計画作成に関しては鳥取県立地戦略課がバックアップし、相談・申請は随時受付。相談開始から承認までは1～2ヶ月程度。

地域経済牽引事業の承認要件 ①～③を満たすことが必要

① 地域特性の活用 →活用戦略に合致	② 高い付加価値の創出 →3,481万円超
③ 波及効果 ※次のいずれかを満たすことが必要 →域内取引額5,000万円増 →売上増1.5億円増 →雇用増3名増 →給与増2,700万円増	

鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7220 Email:ritti@pref.tottori.lg.jp

活用戦略とは・・・

- 1) 「電子デバイス関連産業、素形材関連産業をはじめとするものづくり産業の集積」を活用した成長ものづくり
- 2) 「日本海」、「大山」、「砂丘」をはじめとする豊かで多様な自然環境を活かした成長ものづくり
- 3) 「松葉がに」、「二十世紀梨」をはじめとする特産物を活用した農林水産・地域商社
- 4) 「電子デバイス関連産業、生産用機械器具製造業、情報通信業の集積」を活用した第4次産業革命
- 5) 「鳥取砂丘」、「大山」、「山陰海岸ジオパーク」、「まんが・コンテンツ」、「星空」をはじめとする観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- 6) 「森林資源」、「豊富な水資源」、「風力」をはじめとする豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー
- 7) 「染色体工学技術」、「海洋由来・きのこ由来の機能性素材の利活用技術」をはじめとする地域固有の技術を活用したヘルスケア・教育サービス
- 8) 「人材育成拠点形成の取組」を活用したヘルスケア・教育サービス

重点分野とは・・・

成長ものづくり関連分野 ○素形材(素形材製品)製造業 ○ロボット製造業 ○宇宙産業 ○医療用機械器具製造業 ○自動車(付属品)製造業 ○航空機(付属品)製造業	自然環境調和分野 ※県内地域資源の活用が必須 ○食料品製造業 ○バイオテクノロジー関連産業 ○ヘルスケア産業
国際需要拡大分野 ※外国人観光客の来訪促進、または国際取引活性化に資するものに限る ○宿泊業 ○飲食サービス業 ○観光資源の活用に関連する産業	IoT等先端技術・ソフトウェア関連分野 ○電子デバイス製造業 ○ソフトウェア業 ○IoT活用技術、人工知能(AI)、関連技術(生産性向上に限る)

4. 成長・規模拡大ステージ

(鳥取県立地戦略課へ申請)

補助対象者	県内に事業所を有する者
対象事業	重点分野で先進的な取組を行う投資 投資額3,000万円以上の工場・事業所等の整備
補助要件	①経営革新計画(法承認)または地域経済牽引事業計画の承認企業 ②新規雇用5名または雇用維持+付加価値増5% ③県内企業との受注計画作成・報告
補助額(補助率)	最大10億円(投資額の20%)※5%の上乗せ要件あり
上乗せ要件	①本社機能を県内に移転 ②先進的な技術活用(競合他社に普及していない技術) ③県内資源(地下水や観光資源除く)を活用し、地域の課題解決に寄与

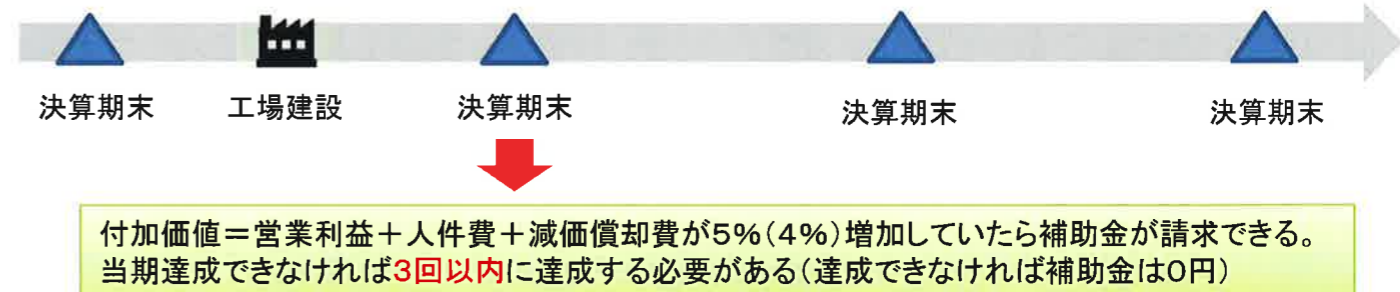
5. 一般投資支援

(鳥取県立地戦略課へ申請)

補助対象者	県内に事業所を有する者、または県外企業
対象事業	製造業、その他の指定業種における投資 投資額3,000万円以上の工場・事業所等の整備
補助要件	①新規雇用3名または雇用維持+付加価値増4% ③県内企業との受注計画作成・報告
補助額(補助率)	最大5億円(投資額の10%)※5%の上乗せ要件あり
上乗せ要件	4. 成長・規模拡大ステージと同じ

補助金受給の要件(4. 成長・規模拡大ステージ、5. 一般投資支援共通)

設備投資後に新規雇用5名(3名)を達成した時点で交付決定され補助金を請求。雇用維持+付加価値5%(4%)増を選択する場合は以下の通り。



制度活用にあたっての注意点

1. 交付決定前に発注したものは対象外
補助金は交付決定された日以降に発注された経費でなければ補助対象になりません。タイミングが合わなければ事業を遅らせるか、自己資金で実施するかを検討する必要があります。その際、機会損失(事業を遅らせる事による損失)と補助金を天秤にかけて活用をご検討下さい。
※生産性向上挑戦ステージについては国の経営力向上計画の認定を受けた後に発注した場合は、6ヶ月以内に補助金申請すれば対象にする事が出来ます。ただし、6ヶ月以内に審査会に臨み、採択されなければ自腹が確定してしまいますので、よくご検討下さい。
2. 旧県版経営革新の計画期間中は申し込めない
旧県版経営革新を受けられた方でも、1～5年の計画期間が終了し、異なる事業テーマであれば活用が可能です。(補助金をもらった時が計画終了ではありません。補助金をもらっていても計画は続いている場合がありますのでご注意下さい)
3. 補助金のデメリットも考慮
申請や管理・報告に手間がかかる等のデメリットもありますが、一番は設備投資の補助です。補助金で買ったものは、原則減価償却が終わるまでは保有する必要があり、勝手に除却・販売・移動させる事は出来ません。また、事業終了後も監査人による監査が入る事が有り、管理が不十分だと補助金の返還も発生しますので、十分にご注意下さい。

【お問合せ】 米子商工会議所 産業振興課 企業支援チーム TEL 0859-22-5131
鳥取県商工労働部 企業支援課 TEL:0857-26-7217